

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年8月11日(2005.8.11)

【公開番号】特開2000-109659(P2000-109659A)

【公開日】平成12年4月18日(2000.4.18)

【出願番号】特願平10-286499

【国際特許分類第7版】

C 0 8 L 67/02

B 2 9 B 7/84

C 0 8 K 3/00

C 0 8 K 3/22

C 0 8 K 7/16

//(C 0 8 L 67/02

C 0 8 L 101:00 )

B 2 9 K 67:00

【F I】

C 0 8 L 67/02

B 2 9 B 7/84

C 0 8 K 3/00

C 0 8 K 3/22

C 0 8 K 7/16

C 0 8 L 67/02

C 0 8 L 101:00

B 2 9 K 67:00

【手続補正書】

【提出日】平成17年1月18日(2005.1.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

【発明が解決しようとする課題】

本発明の目的は、ポリエステル中の粒子の分散性に優れ、実質的に粗大粒子が存在せず、従って、繊維、フィルム、及び樹脂成形品とする際の成形加工性に優れ、繊維の場合には単糸切れが少なく、フィルムの場合には易滑性とフィルム表面の均一性及び耐磨耗性に優れ、そして、樹脂成形品の場合には寸法安定性や耐衝撃性に優れ、且つベースポリマーに対して固有粘度が高く保持されたポリエステル組成物を容易に製造する方法を提供することにある。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 6】

また、ポリエステル(A)樹脂と、追加添加するポリエステル(A)樹脂及び/又はポリエステル(B)樹脂との重量比は粒子の種類、運転条件及び目的とする製品の品質に従って最良の条件に設定すれば良く、ベント付き混練押出機内へ上記樹脂を追加添加する位

置については、ポリエステル( A )樹脂と粒子とが混練ゾーンを通過した後から、該混練押出機内における最終混練ゾーンより前であれば、即ち、少なくとも、ポリエステル( A )樹脂と粒子との組成物と、追加添加した樹脂とが混練されるのであれば、いずれの場所に設定しても問題は無い。しかし、ポリエステル( A )樹脂と粒子とが混練ゾーンを通過した後からベント孔より前の間の任意の場所に設定することが好ましい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0054

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0054】

[実施例2]

実施例1において、酸化チタン粒子を、粒子の全重量を基準として0.15wt%のトリメチロールプロパンをその表面に吸着被覆させた、平均粒径0.32μmのアナターゼ型酸化チタンを、更に、全重量を基準として60重量%の粒子濃度を有する水/テトラヒドロフラン(重量比9/1)を分散媒とするスラリーとし、該スラリーをサンドミルを通過させて実質5μm以上の粗大粒子を除去して後、42kg/hの流量にて供給したこと以外は同様の操作を行ってポリエチレンテレフタレート樹脂組成物を得た。得られた組成物をペレット化して、固有粘度0.590のポリエステル組成物ペレットを得た。このポリエステル組成物ペレットを用いて特性を評価した結果を表1に示す。